

令和8年度

幼保連携型認定こども園ほんべつ

重要事項説明書

学校法人 釧路カトリック学園

幼保連携型認定こども園 ほんべつ

〒089-3314 北海道中川郡本別町南3丁目16番地4

TEL 0156-22-2520

FAX 0156-22-2509

子育て支援センター TEL 0156-22-8811

E-mail genkidesu@f1.octv.ne.jp

<http://www.kodomoen-honbetsu.com/>

「幼保連携型認定こども園 ほんべつ」重要事項説明書

本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称 学校法人 釧路カトリック学園
代表者 氏名 理事長 プポ・アルフォンソ
住所 所 釧路市新川町 16 番地 19 号
電話番号 0154-24-5971

2. 事業の目的

幼保連携型認定こども園 ほんべつは、義務教育及びその後の教育を培うものとして、次代を担う子ども達に対する教育及び保育を必要とする子どもに対する教育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う事を目的とする。

3. 運営方針等

(1) 認定こども園 ほんべつの教育・保育の理念

未来に羽ばたく子どもたちの生きる力を育み、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として輝く、こども園。

(2) 教育・保育方針

- ◆ 一人ひとりを大切にする「個の尊重」
- ◆ 愛・思いやりを育てる「心の育成」
- ◆ 考える力を育てる「知の育成」
- ◆ 丈夫な体を育てる「体の育成」

(3) 教育・保育目標

- ◆ 自らを信じ自分自身を大切にできる子ども
- ◆ 感謝、思いやりのある子ども
- ◆ 創造性豊かに、自らの力で考えることができる子ども
- ◆ 正しい心で行動ができる子ども
- ◆ 力を合わせ、いっしょに物事をすることができる子ども
- ◆ 失敗してもくじけず、前へ進むことができる子ども

4. 施設の概要

名 称 幼保連携型認定こども園 ほんべつ
所 在 地 中川郡本別町南 3 丁目 16 番地 4
電 話 番 号 0156-22-2520
開 園 日 平成 29 年 4 月 1 日
園 長 石 田 恵
利 用 定 員 115 名 (令和 7 年 4 月 1 日現在) 認可定員 165 名
対 象 児 童 満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子ども
敷 地 面 積 12,935 m²
構 造 鉄骨造平屋建て
延 床 面 積 1,781.85 m²

機能	病児保育(体調不良児対応型)、延長保育、一時預かり保育、子育て支援センター機能併設
施設の内容	保育室、遊戯ホール、多目的ホール(午睡)、ふれあいロビー、未満児ホール、体調不良児室、安静室、医務室、調理室、職員室、子育て支援センター、一時預かり保育室、トイレ
その他の	床暖房、冷房完備、園庭、遊具、砂場、築山、菜園、シンボルツリー、ターザンロープ等

利用定員内訳

認定こども園ほんべつの利用定員(令和7年4月1日現在)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
教育利用	一			1号認定		15	
				15			
保育利用	3号認定			2号認定		100	
	5	11	21	63			
合計	37			78		115	

5. 開園日・開園時間及び休園日

開園時間 午前7時00分から午後7時00分まで

教育・保育時間

○教育標準時間認定に関する教育時間(4時間45分)

月曜日から金曜日 午前8時45分から午後1時30分まで

○保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間

月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時30分まで

但し、本園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間(11時間)から開園時間の間に延長保育を提供する。

○保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間

月曜日から土曜日 午前8時00分から午後4時00分まで

但し、本園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、本園が定める保育時間(11時間)から開園時間の間に延長保育を提供する。

6. 職員体制(R8.1.1現在) ※職員数は入園人数により変動することがあります。

園長	1人	副園長	1人
主任	2人	保育教諭	13人
看護師	2人	保育補助	7人
栄養士	1人	調理員	3人
事務員	1人	調理補助	3人
清掃員	3人	計	37人
嘱託医		内科	本別町国民健康保険病院医師
		歯科	河合歯科医院、加藤歯科医院
		薬剤師	本別町国民健康保険病院 薬剤師

7. 利用手続きの流れと保護者の負担について

項目	教育利用（1号認定）	保育利用（2号・3号認定）
1 入園の申込み	こども園に入園申込書と認定申請書を提出します。	こども園に入園申込書と認定申請書（就労証明書が必要）を提出します。
2 認定の審査	入園決定はこども園が行います。	本別町で、保育の必要性と標準・短時間保育の認定審査が行われます。
3 認定証の交付	本別町から認定証が利用者へ交付されます。	本別町から認定証が利用者へ交付されます。
4 利用契約の締結	利用者とこども園で利用契約を締結します。	利用者とこども園で利用契約を締結します。
5 利用者負担額	幼児教育保育の無償化に伴い、1号認定子どもは無料となります。10頁をご確認ください。	幼児教育保育の無償化に伴い、2号認定子どもは無料となります。3号認定子どもは町民税所得割課税額を基に設定されます。10頁をご確認ください。
6 利用者負担額の軽減措置		3号認定子どもで同一世帯から2人以上入園する場合、2人目は半額、18歳までの兄弟姉妹がいる世帯の3人目以降は0円となります。11頁をご確認ください。
7 給食	完全給食です。 幼児教育保育の無償化に伴い、1号認定子どもの給食料はすべて本別町が負担し、無料となります。	完全給食です。 幼児教育保育の無償化に伴い、2号認定子どもの給食料はすべて本別町が負担し、無料となります。
8 教材費	教育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれています。	教育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれています。
9 購入品	お持ち帰りいただく用品等は実費負担となります。5月に自動口座振替とさせていただきます。 カラー帽子・粘土・作品ファイル・自由画帳・クレヨン・細黒マーカー（4歳児以上）絵具セット（5歳児のみ） ※ネームは2つ目から実費になります。	お持ち帰りいただく用品等は実費負担となります。5月に自動口座振替とさせていただきます。 カラー帽子・連絡帳（0・1歳児） 粘土・作品ファイル・自由画帳（2歳児以上） クレヨン・細黒マーカー（4歳児以上） 絵具セット（5歳児のみ） ※ネームは2つ目から実費になります。
10 納付方法	・毎月の利用者負担額（3号認定）は、25日に金融機関の自動口座振替。 ・利用可能な金融機関は、帶広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、JA本別、ゆうちょ銀行（本別郵便局）	

8. 一時預かり保育・延長保育並びに土曜保育について

【一時預かり保育】

○教育利用（1号認定者）の利用

- ・教育利用の時間外～7時から8時45分までと、保育終了後から19時まで。
- ・長期休業日中の利用～月曜日から土曜日までの7時から19時まで。
- ・1日の利用者の人数を10人以内とします。

利用制限の理由～一時預かり事業でお子様をお預かりする場合、保育士等資格が必要であり、保育士等の人員確保の観点から人数制限を設けることとしました。

- ・「預かり時間を超えた場合の対応」について、時間が1分でも超えた場合は切り上げとします。

【延長保育】

○保育利用（2号・3号認定者）の利用

- ・保育短時間の時間外～7時から8時までと16時から19時まで。
- ・保育標準の時間外～7時から7時30分までと18時30分から19時まで。

【土曜保育】

○教育利用（1号認定者）の利用

- ・教育標準時間認定（幼稚園型）の子どもについては、終日有料となります。

○保育利用（2号・3号認定者）の利用

- ・保育短時間認定の子どもが 8 時から 16 時を超えて延長保育をする場合は、延長料金が発生します。
- ・保育標準時間の子どもが 7 時 30 分から 18 時 30 分を超えて延長保育をする場合は、延長料金が発生します。

【一時預かり保育・延長保育・土曜保育共通】

- ・利用料金～いずれも 30 分 100 円 (4 月～3 月)
- ・精 算～利用料は利用した月の末日で締め、翌月 25 日に金融機関の自動口座振替となります。
- ・申 込 み～一時預かり・延長保育・土曜保育を希望する場合は、前月の 20 日までに申し込み用紙を提出してください。(それぞれ別の用紙になります)

※本事業は、本別町からの受託事業です。

(注意) 1 号認定子どもで「保育の必要性があると認定を受けた場合には」月額 11,300 円を限度として、預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満 3 歳は、非課税世帯に限る。

※一時預かり保育・延長保育、土曜保育

保護者の方の断続的な労働、職業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など、緊急・一時的な場合において保育が必要と認められる時に一時的に保育を受けることができる制度です。

- ◆ 1 号認定の緊急の場合 (急病、緊急やむを得ない場合) のみ、在園児の兄姉 (小学校 2 年生まで) のお子さんの利用を認めます。

9. 食事に関する事

乳幼児は、心身ともに発達が著しい時期です。特に、食事は心や体を育てる上で重要な意味を持っています。こども園ではご家庭とともに食育に取り組んでいきたいと考えています。

【完全給食制】

- こども園では、入園されている全てのお子さんに対し、給食を提供いたします。毎月、献立表を発行します。(遠足等の行事は除きます。)
- 月 1 回お弁当の日があります。
- 1 号認定、2 号認定のお子さんの給食料 (主食、副食) はすべて、本別町が負担しています。
- 2 号・3 号のお子さんは給食の他におやつが出ます。3 歳児未満児は午前・午後の 2 回、3 歳以上児は午後 1 回です。
- 離乳食：入園時に食事の形態や食べ具合を保護者から聞き取り、乳児の発達に合わせた離乳食を作り、家庭と連絡を密接に取りながら進めます。
- 食材：安全に配慮するとともに、地元商店から地元食材を調達、購入します
- 食物アレルギー児への対応
 - ・ 保護者、担当保育教諭、栄養士、調理員と連携を密に取り、食材の扱いや調理には十分注意し、調理器具、食器等も個別に対応します。
 - ・ アレルギー食の児童の出欠は、掲示板を使用して明記します。
 - ・ 病院でのアレルギー検査及びチェック表の提出が必要。聞き取り調査をさせて頂きます。
 - ・ 6 か月～12 か月に一度の医師の診断・指導を受けて頂き、検査表の提出が必要。それを基に聞き取り調査をさせて頂きます。
- ※ 食材によってはアレルギー食の対応が困難な場合がありますので、その際はお弁当を持参していただく事もあることをご了承下さい。
- 給食の展示：当日の給食を毎日、玄関に展示するほか、こども園ホームページに掲載します。
- 給食調理員が感染症に罹患した場合の対応は感染症対応マニュアルに添付してある「感染症に伴う調理従事者等の衛生管理について」を参考にします。

10. お薬の取り扱い

原則、保育教諭は取り扱いませんが、看護師が対応します。

こども園では、お子さんの薬の与薬はなるべく家庭でして下さるようお願いしています。医師の指示によりどうしても教育・保育時間内に与薬しなければならない場合に限り、保護者の責任のもと、こども園の看護師が保護者に代わり与薬を行います。

お子さんが主治医の診察を受ける際には、こども園にて教育・保育されている時間帯、並びにこども園では原則与薬ができない旨主治医にお伝えください。(朝夕 2 回の処方等) その上で、教育・保育中にやむを得ず与薬の必要がある場合のみ、与薬の申出を行ってください。

《やむを得ず、こども園に児童の服薬等を依頼する場合》

- ・ 診察の際に主治医に記入してもらう①「与薬に関する主治医指示書」と保護者からの②「与薬依頼票」に基づき対応します。また、薬局から出された③「薬の説明書」(写し可)を添付してください。(①～③の書類が全て揃っていないと対応できません)
- ・ 薬は医者が指示し、処方したもの、1回分のみを対応します。
- ・ 慢性の病気（気管支ぜんそく、てんかん、アトピー性皮膚炎、熱性けいれん等のように経過が長く、治療が必要な病気）の日常における与薬や処置については、「与薬に関する主治医指示書」をもらってから看護師とご相談ください。

《持参する薬等について》

- ① 「与薬依頼票」(提出がない場合、医師の指示があっても薬を受け取ることができません。薬の用途(かぜ、咳、中耳炎等)や与え方を忘れずに記入してください)。
 - ② 使用する薬は1回分量に分けて、当日分のみ用意してください。
 - ③ 薬の袋や容器に必ずお子さんの名前を記入してください。
 - ④ 「与薬依頼票」と薬を一緒にして、毎回、必ず保育教諭(保育士・看護師)に手渡してください。
 - ⑤ 座薬の使用は基本的には行いませんが、熱性けいれんの発作が予見される等やむを得ず使用する場合は、「主治医指示書」に基づき、座薬の使用にあたっては、その都度保護者に連絡しますのでご了承ください。
 - ⑥ 「与薬に関する主治医指示書」「与薬依頼票」はこども園にあります。
 - ⑦ 塗り薬もお受けしますが、「専用の与薬依頼票」と「薬の説明書」を提出していただきます。
- ※ 看護師の勤務時間は、8時30分から17時30分までです。それ以外の時間は保育教諭が対応します。
- ⑧ 虫刺され薬、すり傷等には消毒とキズバンで対応します。(散歩時は保育教諭も対応可)
 - ⑨ 土曜日は、原則お薬をお預かりできません。

11. 安全対策と事故防止にすることについて

- 避難訓練
 - ・ 毎月1回、火災や地震に対する避難訓練を実施します。
 - ・ 乳幼児用の避難車を備えています。
- 交通安全指導～こぐまクラブによる集合訓練～3歳児以上(年3回)
- 遊具点検～固定遊具の点検～毎日行い、記録表をつけます。
- 防犯について
 - ・ 玄関の施錠～園児の登園をもって施錠します。
 - ・ さすまた、竹刀等の設置
 - ・ 日頃より本別警察署、消防署と連携を密にして防犯に取り組んでいます。
- ケガ・事故の防止
園内でのケガなどは万全を期していますが、万が一起きた場合には、応急措置をした上で保護者に連絡して医療機関にかかります。

12. 緊急災害時の対応について

【大地震や火災など災害が発生した場合】

万が一、大地震や火災などが発生した場合はお子さんの安全を最優先に考え、次のように対処いたしますので保護者の方のご理解とご協力をお願いします。

- ① 原則
 - ・ 大災害が発生した場合、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。
 - ・ お子さんの避難場所は、こども園園庭(駐車場)又は状況により園舎内が基本です。
 - ・ 大災害が発生した時は、停電や電話が不通になり緊急連絡が取れない場合も想定されます。上記のように、こども園にて避難していることが原則です。万が一避難場所が変更になる場合は玄関に掲示します。
 - ・ 災害が発生した時のために、「緊急時連絡・引き渡しカード」を記入し提出して頂きます。
- ② 登園・降園時に災害が発生した場合
 - ・ 居合わせた保護者の協力を求めますのでお子さんと一緒に待避行動をお願いします。
 - ・ 災害の程度により、そのまま降園して頂くことも考えられます。

- ③ お迎えが困難な場合
 - ・ 保護者の方が罹災するなどしてお迎えが困難な場合、こども園において原則 24 時間はお子さんを保護します。その後は行政の措置した救援所へ移動します。
 - ・ お子さんを保護するための最低限の水、食糧はこども園で備蓄しています。
- ④ 台風や暴風雪が発生した場合、停電なども想定されるため早めにお迎えをお願いします。

【保険制度】

こども園では予期せぬ事故に備え次の保険制度に加入しています。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金制度（一部保護者負担）
こども園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（法令で定めるもの）に対して災害機給付金（医療費等）が給付されるものです。

13. プライバシーを守るために

保護者の電話番号は公表しておりません。

【携帯電話の利用】

病気や緊急的なこと、行事のことで連絡する際は、当園よりご連絡いたしますので、「家庭状況調査表」には携帯電話番号を記入願います。（変更になった場合は、必ずお知らせください。）

【保護者以外には応えられません】

ご家族以外の方に、お子さんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには応じないようにしていますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。

職場への電話連絡は？

お子さんが病気やケガをしたときは、職場に電話連絡をする場合もありますが、園の名前で職場に電話をかけられることに抵抗のある方は、お申し付け下さい。

その場合、園名ではなく担当保育教諭の個人名でご連絡いたします。

保護者以外の方のお迎えは？

誘拐などの防止のために保護者の方のお迎えが原則ですが、都合によりご家族の方や代理人にお迎えを依頼する場合は、事前に保育教諭又は園にその旨を伝えておいて下さい。

個人情報の取り扱いは？

個人情報は、守秘義務を徹底し、流失しないよう十分留意し適切に取り扱います。

- ・ 提出いただく書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用することはありません。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所・電話番号を持ち出す場合がありますが、取り扱いには十分注意します。また、保育の必要性の認定、教育の向上発展、子ども達の意欲の育成、園と家庭との連携を図るため必要な範囲で皆様方の個人情報収集或いは提供する場合があります事をご承諾下さい。
- ・ 行事などで写真やビデオ撮影される方は、他のお子さんの映像について、その取扱いには十分ご配慮下さい。尚、行事等の写真が町広報紙等への掲載、掲示板や園のパンフレットの他ホームページに掲載する場合がありますのでご承知おき願います。

なお、お子さんの写真を「町広報紙」「新聞」「園内掲示板」「園パンフレット」「ホームページ」に掲載させたくない場合は、事前に保育教諭又は園にその旨を伝えておいて下さい。

連絡網から全件一斉メールの実施について

一斉メールの配信に向けて保護者にアドレスの登録について協力をお願いします。

入園時にお渡しする「緊急連絡網 QR コード」から登録してください。連絡網は個人情報保護の観点から作成しない予定です。

14. 一日の流れ

《認定こども園での一日（月～金曜日）》

	教 育 利 用	保 育 利 用					
区分	1号認定 満3～5歳児 (保育の必要性なし)	2号認定 3～5歳児 (保育の必要性あり)		3号認定 0～2歳児 (保育の必要性あり)			
時間	8:45～13:30	保育標準 (11時間) 7:30～18:30	保育短時間 (8時間) 8:00～16:00	保育標準 (11時間) 7:30～18:30	保育短時間 (8時間) 8:00～16:00		
7:00	開園 一時預かり(有料)	開園 延長保育(有料)		開園 延長保育(有料)			
7:30		登園開始	延長保育(有料)	登園開始	延長保育(有料)		
8:00	一時預かり(有料)		登園開始		登園開始		
8:30		あそび		あそび			
8:45	登園開始		あそび		あそび		
9:00	登園完了	登園完了		登園完了			
9:30	朝の会が始まります			おやつ			
10:00				保育・あそび			
10:30	教育・保育を一体的に提供						
11:00				給 食			
11:30	給食準備・給食						
12:00							
12:30	自由遊び						
13:00	降園準備・帰りの会・降園			午 睡			
13:30	一時預かり(有料)	午 睡					
14:00	※午睡(13:00～)						
14:30							
15:00	おやつ	おやつ		おやつ			
15:30		降園準備・帰りの会		降園準備・帰りの会			
16:00							
16:30							
17:00	一時預かり(有料)	保育 あそび 順次降園	延長保育 (有料)	保育 あそび 順次降園	延長保育 (有料)		
17:30							
18:00							
18:30							
19:00	閉園 一時預かり(有料)	閉園 延長保育(有料)		閉園 延長保育(有料)			

(注意) 1号認定子どもで「保育の必要性があると認定を受けた場合には」月額11,300円を限度として預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満3歳は、非課税世帯に限る。

《認定こども園 土曜保育》

	教 育 利 用	保 育 利 用	
区分	1号認定 満3~5歳児 (保育の必要性なし)	2・3号認定 0~5歳児(保育の必要性あり)	
時間	※終日、有料となります	保育標準(11時間) 7:30~18:30	保育短時間(8時間) 8:00~16:00
7:00	開 園		開園 延長保育(有料)
7:30	登園開始		延長保育(有料)
8:00			登園開始
8:30	あそび		あそび
8:45			
9:00	一時預かり(有料) 保育・あそび		登園完了
9:30			
10:00			保育・あそび
10:30			
11:00			
11:30	食事準備、給食・お弁当		食事準備、給食・お弁当
12:00			
12:30	自由遊び		自由遊び
13:00			
13:30	午 睡		午 睡
14:00			
14:30			
15:00	おやつ		おやつ
15:30			保育・あそび
16:00			
16:30	保育 あそび 順次降園		
17:00	一時預かり(有料)		延長保育 (有料)
17:30			
18:00			
18:30			
19:00	閉園 一時預かり(有料)	閉園 延長保育(有料)	

(注意) 1号認定子どもで「保育の必要性があると認定を受けた場合には」月額11,300円を限度として預かり保育の利用料を無償化。(事前に申請が必要です) ※満3歳は、非課税世帯に限る。

15. 年間行事予定

- 4月 入園式、子どもの日の集い
5月 親子遠足、こぐまクラブ発会式、畠づくり、身体測定、個人面接
6月 尿検査・内科検診、歯科検診、運動会（2歳児以上）
7月 保育参観日（3歳児以上）、年長お楽しみ会
8月 子ども盆踊り参加
9月 身体測定、動物園見学（4・5歳児）
10月 お遊戯会（2歳児以上）
11月 お店屋さんごっこ（3歳児以上）
12月 歯科検診、クリスマス会
1月 保育参観日・クラス懇談会（3歳児以上）
2月 節分豆まき、内科検診、身体測定
3月 ひな祭りの集い、こぐまクラブ修了式（5歳児）、お別れ会、卒園式

◎毎月の行事 お誕生会、避難訓練、こども園開放日など

※今後の状況により、行事予定が変更になる場合があります。

16. 職員の研修・評価

○研修への参加

- 職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために、職員に対し実施してまいります。

○自己評価・学校関係者評価の実施

- 職員による教育内容など自己評価を実施。教育に関する能力の向上に努めてまいります。

○人権擁護・児童虐待に対する体制

- 職員会議において人権擁護と虐待防止に関する連絡会や勉強会を実施、未然防止に努めてまいります。

17. ご意見・ご要望・苦情等は

- こども園では保育・教育に対する理解と満足度を高め、お子さんの最善の利益を確保するため、保護者の皆様からご意見やご要望、更には苦情等を寄せて頂くため、玄関にご意見箱を設置しています。
- 保護者の皆様から寄せられたご意見、ご要望、又は苦情等は、園が設置している苦情解決第三者委員会や職員会議等で慎重審議のうえ善処するようにしています。
 - 意見箱に投稿することなく、苦情解決第三者委員、クラス担任又は職員に直接お話し下さっても構いませんし、連絡帳に書いて下さっても構いません。
 - 近隣の苦情に関しては直接関係者が出向き、丁寧にご理解・ご了解を得たいと考えております。
 - 地域に愛されるこども園を目指し、保護者の皆様が安心してお子さんを預け、行事などの協力、参加をして頂けるよう努めてまいりますのでお気軽にお寄せ下さい。

18. 保育の必要性の事由や就労形態、家庭の状況などに変更が生じた場合など

既に認定を受けた事由に変更があった場合には速やかに変更手続きを行う必要があります。正当な理由なく変更の申請を行わない場合には、子ども・子育て支援法第24条により認定の取り消しがなされる場合がありますのでご留意下さい。

19. 同意書について

本園における教育・保育を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いましたことを受け、同意されましたら別紙の同意書（こども園提出用）に氏名、捺印を押してご提出願います。

《利用者負担額》

◆利用者負担額（保育料）の算定について

① 利用者負担額（保育料）は、原則としてお子さんの父母の市町村民税額の合算により算定されます。

ただし、家庭状況によっては、児童と生計を同一にする世帯員（祖父母など）の課税額により算定する場合があります。

② 利用者負担額（保育料）算定の基礎となる市町村民税が6月に決定することから、毎年9月が利用者負担額（保育料）の切り替え時期になります。4月～8月は前年度の市町村民税で、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額より算定 (前々年分の所得に基づく課税額)	当年度の市町村民税額より算定 (前年分の所得に基づく課税額)										

③ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。

④ 政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用者負担額の算定においては6%の税率を用いて算出します。

⑤ 市町村民税の申告のない世帯や、税証明の提出が必要であるにも関わらず提出のない世帯については、利用者負担額（保育料）の階層判定を行うことができないため、最高階層に決定します。その場合、市町村民税の申告や税の証明書類を提出することにより、階層決定を行った月に遡って課税状況に応じた利用者負担額（保育料）に変更します。

※ 毎月の利用者負担額は、毎月25日に金融機関の自動口座振替となります。

◆本別町利用者負担額（保育料）月額

認定区分	1号認定（教育利用）	2号認定（保育利用）
利用者負担額	0円	0円

世帯の階層区分	3号認定（保育利用、0歳児～2歳児）	
	利用者負担額（標準）	利用者負担額（短時間）
第1 生活保護世帯等	0円	0円
第2 非課税世帯	0円	0円
第3 所得割 16,200円未満	9,700円	9,400円
第4 所得割 32,400円未満	11,400円	11,000円
第5 所得割 48,600円未満	13,200円	12,800円
第6 所得割 64,700円未満	15,000円	14,500円
第7 所得割 80,800円未満	17,400円	16,800円
第8 所得割 97,000円未満	19,800円	19,200円
第9 所得割 115,000円未満	22,200円	21,500円
第10 所得割 133,000円未満	24,200円	23,400円
第11 所得割 151,000円未満	26,300円	25,500円
第12 所得割 169,000円未満	28,400円	27,500円
第13 所得割 185,500円未満	30,500円	29,500円
第14 所得割 202,000円未満	31,600円	30,600円
第15 所得割 218,500円未満	32,800円	31,800円
第16 所得割 235,000円未満	34,000円	32,900円
第17 所得割 251,500円未満	35,200円	34,100円
第18 所得割 268,000円未満	36,400円	35,300円
第19 所得割 284,500円未満	37,600円	36,400円
第20 所得割 301,000円未満	38,800円	37,600円
第21 所得割 301,000円以上	40,000円	38,800円

◆保育料減免について

3号認定子どもに係る、利用者負担額（保育料）の軽減措置があります。

内 容	金 額
18歳以下のお子さんが3人以上いる場合	第3子以降は無料
ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯で所得割の額が77,101円未満の場合	第1子 基準額から1,000円控除した額の半額、または9,000円のいずれか低い額 第2子以降無料
きょうだいが2人以上入園している場合	第2子は基準額の半額 第3子以降は無料
所得割の額が169,000円未満	第2子以降は無料

毎月の利用者負担額は、毎月25日に金融機関の自動口座振替となります。

《幼児教育・保育の無償化》

◆保育3～5歳児クラスの全ての子どもが無償化の対象です

- 無償となる期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもも、満3歳の誕生日からこども園に入園できますが、入園時から（4月1日を迎える前であっても）無償化の対象となります。
- 実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。

◆保育0～2歳児クラスの子どもは、収入やきょうだいの状況で対象になります

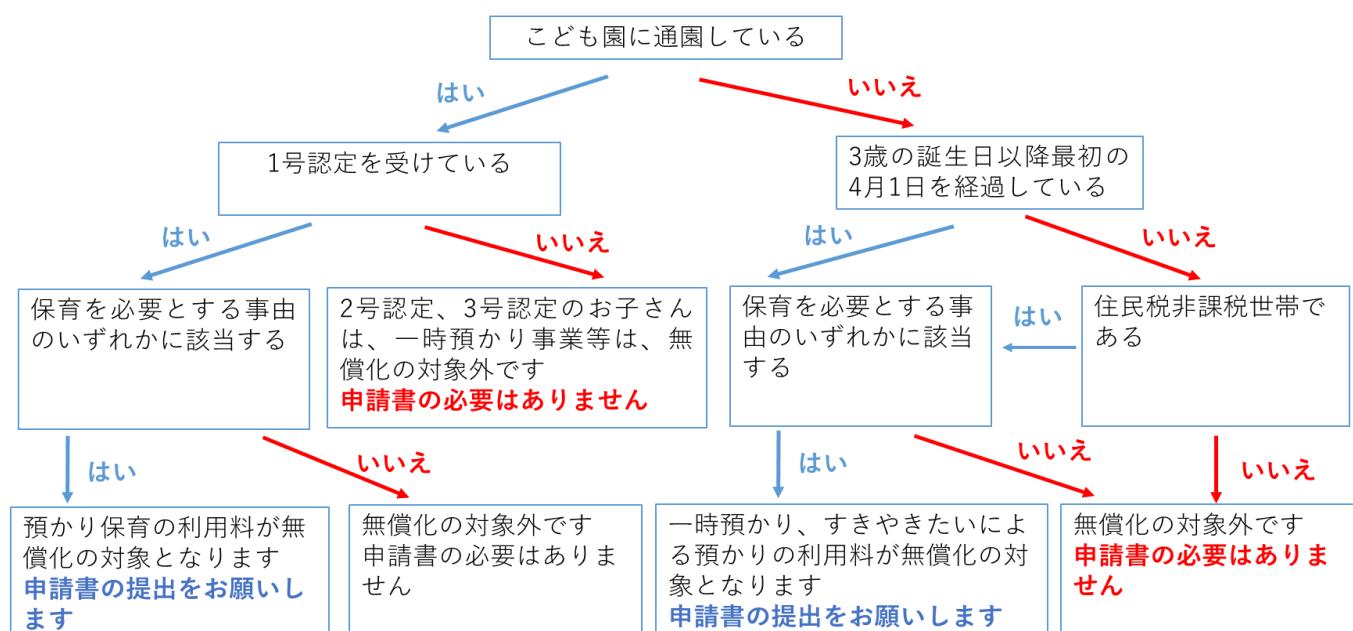
- 0～2歳児クラスの子どもは原則無償化の対象外ですが、世帯の収入やきょうだいの状況等により、利用者負担額（保育料）が0円となる場合があります。

◆給食の提供にかかる食材料費（主食・副食）

- 1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費は、すべて本別町が助成しています。
- 3号認定子どもについては、利用者負担額（保育料）に含まれているため、別途徴収することはありません。

《一時預かり事業等について》

1号認定子どもが利用する預かり保育事業、子育て支援センターほんべつにて行う一時預かり事業、すきやきたいによる預かりが無償化の対象となります。なお、すきやきたいによる「送迎のみ」は対象となりませんが、預かりとあわせて行われる送迎は無償化の対象となります。



※満3歳は、非課税世帯に限る。

(保護者保管用)

同 意 書

令和 8 年度 幼保連携型認定こども園 ほんべつにおいて教育・保育を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

幼保連携型認定こども園 ほんべつ

説明者職氏名 園長 石 田 恵

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園 ほんべつの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名及び続柄

印 (続柄)

保護者住所

園児氏名